



2021 年度

世界の人びとのための
JICA 基金活用事業
募集要項

2021 年 6 月

独立行政法人 国際協力機構

I. JICA 基金活用事業

1. 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の趣旨

JICA では国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様からの寄附金の受け付けを行っております。皆様からお預かりした寄附金を基に、途上国の人びとに直接届く支援として実施している事業の一つが「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」です。

本事業は、国内の非営利法人が実施する開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる活動を JICA との「共同事業」と位置づけ、それぞれが責任を持って実施する事業です。

開発途上国支援を行っている団体との共同事業としては、この他「草の根技術協力事業」(※)を実施していますが、本 JICA 基金活用事業は、年間収入 3,000 万円以下の団体を対象とした、より小規模な活動を対象とし、国際協力活動の経験が浅い団体を支援することを目的としています。このため、国際協力活動をこれから開始しようとしている団体(具体的には、活動実績が 2 年未満の団体)のための「チャレンジ枠」も用意しています。また、JICA 基金活用事業に参加した団体が、将来的に「草の根技術協力事業」の提案団体となっていくことも期待しています。本 JICA 基金活用事業は、2008 年度から実施しており、多くの皆様から応募をいただいています。直近 5 年間の応募実績及び採択実績は以下のとおりです。

募集年度	2016	2017	2018	2019		2020	
				通常	チャレンジ	通常	チャレンジ
応募数	38	23	22	32	21	16	13
採択数	16	12	10	7	3	7	3

※参考：JICA「草の根技術協力事業」ウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

2. 対象とする活動

JICA 基金活用事業は、提案団体が途上国で 2 年以上にわたり直接実施¹している「開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる途上国現地での事業」を対象としています。

これまでに採択案件した主な事業は以下のとおりです²ので、事例として参考にしてください。

- (1) 貧困層女性等を対象とした職業訓練(栽培技術、縫製・編み物、コーヒーの品質向上等)を通じた収入改善事業
- (2) 給食や補完授業の提供等を通じた就学困難児童対象の基礎教育就学支援事業
- (3) 太陽光発電の普及や植林事業等を通じた環境保護事業
- (4) マラリヤ予防や乳幼児・妊産婦検診、虫歯予防等を通じた健康改善事業

¹ ただし、「チャレンジ枠」では、この「2年以上の活動実績」を求めています。

² 採用事業実績の詳細は、機構ウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>) 参照。

- (5) リハビリ・教育等を通じた障害者支援事業
- (6) マイクロクレジット事業を通じた貧困対策支援事業（ただし、貸付金そのものは支援の対象としないこととなりました。）

一方、以下に例示する活動は対象としていません。

- (1) 他組織または個人への資金提供のみを目的とした事業
- (2) 物品の購入のみで完結する事業
- (3) 提案団体の経済的利益に結びつくと考えられる事業
- (4) 宗教活動・政治活動、反社会勢力に関する事業
- (5) 災害における緊急支援事業
- (6) 文化交流を目的とした事業
- (7) 調査・研究・技術開発・試験事業を中心とした事業
- (8) 医療行為を伴う事業
- (9) 基盤整備（建設や土木工事を伴うもの）及び5万円を超える資機材購入を必要とする事業

3. 対象となる国・地域

本事業の対象国・地域は JICA 事務所又は支所（※）が設置されている開発途上国・地域とします。

ただし、外務省の海外安全情報（危険情報）で「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」又は「レベル4：退避してください。（退避勧告）」とされる国・地域での活動は対象としません³。

※参考：海外の JICA 拠点ウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

4. 対象となる団体（応募資格）

応募資格要件⁴は以下のとおりです。

- (1) 日本国内を拠点とする法人格を有する非営利団体（法人格を有しない任意団体については応募前に個別にご相談ください。）
- (2) 活動実施にかかる諸手続き及び書類作成を日本語で行うことができる団体
- (3) 草の根技術協力事業（JICA 事業）及び NGO 連携無償資金協力事業（外務省事業）の採択実績がない団体
- (4) 過去の JICA 基金活用事業の採用実績が、通常枠においては2件以下、チャレンジ枠においては実績なしである団体
- (5) 過去2年間（2年度）の平均収入が3,000万円以下である団体
- (6) [通常枠のみ] 開発途上国・地域の発展に資する非営利の国際協力活動等を2年以上にわたり継続的に行っており、現在も活動中である団体

³ レベル1又はレベル2の国・地域でも、治安状況の悪化等により、対象外となる場合がありますので、あらかじめご了解願います。

⁴ 応募資格要件には含まれておりませんが、活動国によっては NGO 登録が求められる場合がありますので、あらかじめ以下 URL よりご確認願います。

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>

【チャレンジ枠】

チャレンジ枠は、国際協力活動実績が2年未満（活動準備中を含みます。）の団体を対象にしています。

チャレンジ枠においては、活動の計画・実施・評価の支援を行う伴走支援者をJICAが配置し、計画策定時および事業実施中四半期ごとにコンサルテーションを実施します。

2021年度も全体採択件数の中で一定数をチャレンジ枠として採択する予定です。

5. JICAの負担対象となる経費

JICAが負担する経費は、当該経費が事業に直接関連していることに加え、当該経費の支出された事実についても、JICAとして確認させて頂くこととなります。このため、JICAが負担する経費は、対象となる事業に伴って発生する直接経費（第三者への支出）、すなわち、領収書等で支出が確認できる経費に限るものとします。

具体的には、主に以下の費目を対象としますが、活動の内容に応じ協議に応じます。

（1）旅費（航空賃）

業務従事者の航空賃が計上できます。ただし、以下の各項の条件の範囲内とします。

- JICAが負担する経費全額の20%を上限とします。
- 最も経済的で標準的な経路のエコノミークラス正規割引航空運賃を上限とします。
- 日本国内の最寄りの国際空港を出発地、帰着地とします。空港までの電車賃等の交通費は含まれませんが、最寄りの国内空港から国際空港までの国内便の航空賃を含むことができます。

（2）物品購入費

活動に必要な物品の購入費が計上できます。単価5万円未満の物品を対象とし、輸送が必要な場合、輸送費を加算することができます。

（3）現地国内交通費

現地国内の移動に必要なレンタカー代（運転手の傭人費を含む。）や公共交通機関（国内航空便等）の交通費を対象とします。

（4）セミナー・講習会等関連費

セミナーや講習会等の開催に係る講師謝金、教材の購入・作成費（翻訳費、製本費を含む。）、通訳傭上費、会場借上げ費等が計上できます。飲食に係る経費は計上できません。

（5）その他

奨学金等に類する経費は、個別家庭向けではなく、就学先の小学校等に直接支払う授業料や給食費、教科書代等のみを対象とします。

一方、以下の経費については、原則として対象としません。

- 活動団体が常雇用している人材の備上費／給与等。
- 「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費。
- 単価5万円以上の物品購入費。
- 設備等の整備費（固定資産となるもの）。

6. 活動進捗の共有と公開

採択事業については、事業内容等について、JICA ウェブサイト等で公開させて頂く予定です。特に以下の機会に対外公表を行う予定です。あらかじめご了解ください。

- (1) 採択時点（提案概要を公表）
- (2) 活動完了時点（活動報告書を公表）
- (3) JICA 基金全体についての広報を行う機会

7. 安全管理

海外での安全管理について十分な配慮を求めます。

JICA は、国ごとに JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を定めていますので、当該安全対策措置を遵守してください。また、現地渡航に際して、渡航情報（渡航時期、宿泊施設等の情報）や緊急連絡先を共有してください。

加えて、以下の安全対策について、ご協力をお願いします。

- (1) 渡航に際しては、海外旅行保険の付保をお願いします。緊急輸送サービスの特約を含めて付保することを推奨しています。ご要望があれば、JICA 関係者向けに提供されている海外旅行保険（愛称：無事カエルパック）への加入も可能です。以下のウェブサイト参照してください。
<https://www.jica.go.jp/about/safety/ku57pq000023y7p1-att/insurance.pdf>
- (2) 外務省が法人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」への登録を推奨しています。
- (3) JICA がウェブサイト上で提供している「安全対策研修」への参加をぜひ検討してください。以下のウェブサイト参照してください。
<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

5. 応募相談

JICA 基金活用事業の応募全般に係る質問や、提案内容・応募書類の書き方等についての相談は、随時、JICA 国内機関⁵で受け付けています。事業提案書提出の前には、団体の所在地域を所管する JICA 国内機関（別添 1：国内機関問合せ窓口）へご相談ください。

⁵ 機構ウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>）参照。
各国内機関の問合せ窓口は、別添 1 を参照。

Ⅱ. 募集・選考手続き

1. 応募（活動提案書の提出）

(1) 応募締切日

2021年8月31日（火） 17:00

(2) 応募書類

以下の内容を記述した活動提案書（参考資料2：活動提案書様式参照）を提出して下さい。

- 提案団体の概要（団体名、設立年、法人格の有無、主な活動内容、会員数、団体の収支等）
- 提案する対象活動の概要（背景・経緯、活動内容、活動実績等）
- 活動の実施体制（実施体制、業務責任者）
- 事業全体の経費とその内訳、そのうち JICA 基金を活用する経費とその内訳
- 別添資料：現在の活動を紹介できる写真

【チャレンジ枠の特例】

チャレンジ枠に応募する場合は、活動提案書に加え、活動をアピールする動画（3分以内。ファイル形式：wmv 又は mp4）の提出を認めます。動画を提出する場合は、活動提案書提出に際して動画を提出する旨、連絡してください。各 JICA 国内機関から別途格納先を案内します。

なお、提出いただいた動画は、審査終了後、JICA で適切に廃棄します。

(3) 応募書類の提出先・提出方法

応募書類を pdf ファイルに加工し、団体の所在地を所管する JICA 国内機関宛の電子メールに添付して提出して下さい。タイトルを「JICA 基金活用事業応募_【団体名】」としてください。

各 JICA 国内機関から、受領確認メールを返信します。

(4) 応募に当たっての留意事項

- 応募は1団体1件までとします。
- 活動提案書の提出後は、提案内容に関する相談や提案内容の差替え等には応じられません。
- 審査の過程で応募団体への照会や面談をお願いする場合があります。
- 応募書類一式は、JICA 基金活用事業の審査及び提案内容の確認以外では使用いたしません。

2. 選考方法・選考基準

選考は、提出された「活動提案書」に基づく書類選考を主とし、最終的に外部有識者⁶4名及び JICA 国内事業部長の計5名で構成された運営委員会にて審査を行います。

主な選考基準は以下のとおりです。

(1) 対象となる活動の内容

JICA 基金活用事業の対象とする開発途上国・地域で実施中の活動内容について、以下の視点で評価します。

- 社会的に弱い立場にある人々、命や生活、尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々への裨益を重視しているか。
- 人々を援助の対象としてのみならず、「人々や人々を含む地域社会が、将来の自立に向けて力をつけること」を支援する活動であるか。
- 対象地域の課題や人びとのニーズが十分に把握されているか。
- 目指す目標が明確であり、そのために必要な取組みが実施されているか。
- 活動の継続性や発展性が期待できるか。
- NGO/市民による提案事業としての独自性を有しているか。
- [通常枠] アフリカ地域での活動及び環境保全にかかる活動については、評価を高くします。
- [チャレンジ枠] 社会課題解決のための新たなアイデアやアプローチが盛り込まれている活動については、評価を高くします。

(2) 団体の実施能力

対象となる活動が継続的に実施されていく可能性について以下の視点で応募団体を評価します。

- 活動のために必要と思われる経験・能力があるか（特に通常枠）。また、活動の実施を担う人材（又は協力者）を有しているか。
- 資金確保は活動内容に対して十分か。

(3) JICA が負担する経費内容

- JICA が負担する経費の申請内容が、具体的でかつ JICA 基金活用事業として適切なものであるか。また、JICA 基金活用事業に関連した経費のみであるか。
- 支出の確認（領収書の徴収）が容易なものか。

3. 選考結果の通知と覚書の締結

選考結果は、2021年11月中にすべての応募者に文書で通知する予定です。採択された団体とは、対象となる事業を応募団体と JICA の共同事業と位置づけ、「覚書」を締結します。

⁶ NGO関係者の委員が含まれますが、当該委員は、所属するNGO団体や関連するNGO団体からの提案については、審査を行いません。

Ⅲ. 覚書の内容

「覚書」(参考資料 1 : 覚書(案) 参照)は、応募団体が提案した事業を応募団体と JICA との共同事業と位置づけ、それぞれが責任を持って事業を実施することを両方で合意するものです。

JICA が負担する経費は、活動の対価(報酬)ではなく、現地で購入した物品や航空券そのものとなり、覚書において、対象となる経費の範囲を明記します。支払いに当たり、物品や航空券等を購入した事実を領収書で確認するとともに、購入した物品や航空券等が活動に関連したものであることも合わせて確認します。

「覚書」に規定される主要な内容は、以下のとおりです。

(1) 応募団体の実施事項

- 「活動」を自らの責任の範囲で実施する。
- 事業に際しては、JICA 安全対策措置を遵守し、必要な安全管理措置をとる。
- 事業の進捗状況を JICA と共有する。その報告内容は JICA が対外公表することができる。

(2) JICA の実施事項

- 応募団体の活動に当たって、現地の安全情報等を提供する。
- 事業経費のうち、覚書で合意した範囲の経費を上限 100 万円まで負担する。

(3) 経理処理と支払い手続き

- 応募団体は四半期ごとに経費支出実績を記録した支出報告書(領収書付)を提出しする。
- JICA は当該支出報告書の内容を確認し、適正と認められるものについて応募団体に支払いを行う。

以上

JICA 基金活用事業における国内機関問合せ窓口

国内機関名	担当部署	問合せ窓口
JICA 北海道（札幌）	市民参加協力課	hkictpp@jica.go.jp
JICA 北海道（帯広）	業務課	obictp-event@jica.go.jp
JICA 東北	市民参加協力課	thictpp@jica.go.jp
JICA 筑波	連携推進課	tbictpp@jica.go.jp
JICA 東京	市民参加協力第二課	tictpp2_kikin@jica.go.jp
JICA 横浜	市民参加協力課	yictpp@jica.go.jp
JICA 北陸	業務課	hrictr@jica.go.jp
JICA 中部	市民参加協力課	cbictpp@jica.go.jp
JICA 関西	市民参加協力課	ksictpp@jica.go.jp
JICA 中国	市民参加協力課	cictpp@jica.go.jp
JICA 四国	業務課	skictpr@jica.go.jp
JICA 九州	市民参加協力課	kictpp@jica.go.jp
JICA 沖縄	市民参加協力課	oictpp@jica.go.jp

世界の人びとのための JICA 基金を活用した 【活動名】 に関する覚書

【団体名】(以下「●●●●●」という。)と独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)とは、「世界の人びとのための JICA 基金」を活用して●●●●●が提案する【活動名】(以下「本活動」という。)を共同して実施するために、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって覚書(以下「本覚書」という。)締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(背景と目的)

- 第 1 条 JICA は国際協力に関心のある市民、法人・団体から寄附金を受付け、その寄附金を基に、市民の国際協力への参加を促進するとともに、開発途上国の人びとを直接支援することを目的として、「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」を我が国の市民や団体と共同して実施している。
- 2 前項の目的を共有し、●●●●●と JICA は共同して本活動を「世界の人びとのための JICA 基金」を活用して実施する。

(本活動の概要)

第 2 条 本活動の概要は次のとおりとする。

(1) 本活動の目的

(2) 本活動の活動概要

(注：活動の対価を支払うものではありませんので、活動概要はできるだけ簡潔なものとしてください。応募書類の記載を簡素化するイメージです。)

(3) 活動対象国・地域／活動地域

<国・地域名>

<活動地域>

(4) 活動対象者(受益者)

(5) 実施期間

20●●年●●月 ～ 20●●年●●月

(●●●●●の実施事項)

第 3 条 ●●●●●は、前条に規定する本活動を自らの責任の範囲で実施する。

2 活動実施に当たっての方法、手段、手順については、●●●●●の責任において定める。また、本活動に係る活動内容やスケジュール、上限額を越えない範囲での経費内訳等軽微な変更についても、●●●●●の責任において実施できるものとする。

3 活動に際しては、JICA の安全対策措置を遵守するとともに、現地渡航に際しては、JICA に渡航情報や緊急連絡先を共有する。また、自己の責任と負担において、活動対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報を継続的に収集

し、活動における安全対策の検討と安全確保に努める。

- 4 ●●●●●は、本活動の進捗状況を適宜 JICA と共有し、活動完了時には、活動完了後 1 か月以内に、活動結果や成果等を含めた活動報告書を JICA に提出する。JICA は、●●●●●から共有又は提出された当該活動状況や活動報告書を対外公表等に利用できるものとする。

(JICA の実施事項)

第 4 条 JICA は、●●●●●が活動対象国に渡航し、現地で活動を行う際には、その現地活動が円滑に行われるよう、現地の安全面に関する必要な情報等を提供する。

2 JICA は、本活動に必要なとなる経費のうち、以下の各号の経費を負担する。

- (1)
- (2)
- (3)

3

(基金の活用)

第 5 条 前条第 2 項に規定する経費負担については、「世界の人びとのための JICA 基金」を活用するものとし、その上限を 1, 000, 000 円 (税抜) とする。

(経費支出報告書)

第 6 条 ●●●●●は、経費支出実績を記録した支出報告書を四半期ごとに作成し、各四半期の末日から起算して 30 日以内に JICA に提出し、JICA の確認を受けるものとする。

2 前項の支出報告書には、第 4 条第 2 項の費目ごとに支出項目、支出日、支出額等を記載し、支出に係る証憑書類 (領収書等) を添付する。

3 前各号に規定する経費支出手続きについては、報酬を設定しないものとする。

(支払)

第 7 条 ●●●●●は、前条第 1 項により JICA が確認した支出実績に基づき、四半期ごとに、JICA に対し、経費の支払を請求することができる。

2 JICA は、前項の規定による支払の請求があったときは、内容を確認のうえ、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払いを行うものとする。

(準拠法)

第 8 条 本覚書は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(協議)

第 9 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて両者協議する。

(合意管轄)

第 10 条 本覚書に関する紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

本覚書の証として、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各々 1 通を保有する。

20●●年●月●日

(所在地)

独立行政法人国際協力機構

JICA●●センター所長 ●● ●●

(所在地)

(団体名称)

(役職名)

(氏名)

2021年●月●●日

独立行政法人国際協力機構

《提案団体名称》

《代表者役職》

《代表者氏名》

2021 年度世界の人びとのための JICA 基金活用事業 活動提案書

《提案活動名称》

JICA 基金活用事業として、標記活動を提案しますので、審査願います。

【チャレンジ枠で提案する場合は以下の通り記載】

JICA 基金活用事業として、標記活動を「チャレンジ枠」で提案しますので、審査願います。

なお、当団体は、「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）」第 2 条に規定する「反社会的勢力」に該当しないことを誓約します。

以上

連絡責任者	《役職名》 《氏名》
連絡先	電話番号： FAX 番号： E-mail： URL：

1. 提案団体の概要

(1) 団体概要

団体名称		
団体所在地		
設立年月	●●●●年 ○○月	
法人格の有無	あり・なし・申請中 (該当するものに○印をつけて下さい)	
	法人格の種類:	法人化(登記)年: ●●●●年
団体の設立目的		
主な活動の概要		

(2) 会員数・団体事務局スタッフ(2021年4月現在)

会員数	計 _____ 会員 (内訳: 個人会員: _____ 人、 団体・法人会員: _____ 団体)	
事務局スタッフ	専従 _____ 人	非専従 _____ 人

(3) 団体の収支(過去2会計年度分)

1) 2020年度

収入総額	_____ 円	
	内訳	会費収入 _____ 円
		寄附金収入 _____ 円
		助成金・補助金収入 _____ 円
		その他 _____ 円
	前年度からの繰越金 _____ 円	
支出総額	_____ 円	

2) 2019 年度

収入総額	_____ 円	
	内訳	会費収入 _____ 円
		寄附金収入 _____ 円
		助成金・補助金収入 _____ 円
		その他 _____ 円
	前年度からの繰越金 _____ 円	
支出総額	_____ 円	

(4) 草の根技術協力事業及びNGO連携無償資金協力事業採択実績

1) 草の根技術協力事業 (JICA 事業)

活動期間	国名及び案件名

2) NGO連携無償資金協力事業 (外務省事業)

活動期間	国名及び案件名

2. 対象とする活動の概要

活動名称 :
活動国・地域 :
活動の背景・経緯 :
活動の内容 :
主な対象者 (受益者) :
活動の実績 : 活動の開始時期や予算の投入額等を含めて記述してください。 「チャレンジ枠」で応募する場合、活動実績がない場合でも応募を認めますので、活動実績が全くない場合は、「活動実績なし」と記述してください。

<p>今後 1 年程度の活動予定 : 活動のための予算額や現地渡航スケジュールを含めて記述してください。</p>
<p>活動の展望・将来目標 :</p>
<p>その他 : その他、審査に当たって提示しておくべき情報があれば、記載してください。 活動対象国において、当該国政府から求められる NGO 登録等がある場合、その取得情報を記載してください。</p>

3. 活動の実施体制

(1) 実施体制

<p>人員体制等</p>	<p>活動を実施するために想定している人員体制（現地へ渡航・滞在して活動に参加する人員や本邦で活動を直接支援する人員等）について、記述してください。</p>
<p>安全管理体制</p>	<p>安全管理体制について簡潔に説明して下さい。</p>

(2) 業務責任者

<p>氏名（ふりがな）</p>	
<p>所属・役職</p>	
<p>活動の参加実績</p>	<p>活動への参加や関与の実績を記載してください。</p>

		合 計

以上

別添：現在の活動を紹介できる写真

現在活動中の取組を紹介できる写真を数枚（ただし、2 ページ以内）添付してください。写真にはそれぞれ、どのような活動内容を紹介した写真なのか、短い説明を付けてください。

「チャレンジ枠」で応募する場合、活動実績がない場合でも応募を認めますので、活動実績が全くない場合は、紹介写真の添付は不要です。「添付：なし」と記載してください。